

Continuity of Intellectual Property Trust and Trust of Credit
Graduate School of Humanities & Social Science, Tsukuba University
Hoshino, Yutaka

知財信託 債権信託 信託財産 財産・財産権 信託財産の経済的価値

1. 本発表の目的と課題

本発表は、一昨年本学会で発表した「信託法理論から見た知的財産信託の特徴と問題点」における議論のうち、知財信託と債権信託との理論的実務的連続性に関する部分について、より詳細に検討を加えるものである。本発表では、知的財産と債権との財産としての異同について、理論的な観点と実務的観点との双方から分析を加えたうえで、信託を利用した知財管理における隠れた問題点であると思われる知的財産の成立と知財信託の設定との時間的先後関係を、債権信託を連続させることにより実質的に逆転させ、知財管理に関する新たな法律関係の可能性を提示してみたい。

2. 知財信託に関する問題状況

「知財信託」をごく簡単に定義してみると、「知的財産を信託財産とする信託関係」ということになる。現行信託法では、信託財産は「財産」であることが必要であり（信託法第2条第3項）、平成18年改正前の信託法における「財産権」（改正前信託法第1条）と比べると、直感的には信託財産としての対象範囲は広がっているといえることができる。もっとも、「財産」あるいは「財産権」とは何か、ということ自体は、信託法に定義があるわけではなく、一般法である民法でも、「物」の定義規定はあっても（民法第85条）、「財産」あるいは「財産権」を直接定義した規定は見当たらない。

他方で、知的財産基本法を見てみると、「知的財産」とは、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。」と定義されており（知的財産基本法第2条第1項）、また、「知的財産権」とは、「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。」と定義されている（同第2条第2項）。

この知的財産基本法の定義規定から一般的な類推をしていくならば、信託財産となるべき「財産」の範囲としては、知的財産を含む相当広範囲の有体物及び無体物にわたるものと考えて差し支えない筈であり、「財産権」として法令上の根拠を有し、あるいは社会的ないしは経済的価値を一般に認証されている必要は、必ずしもないものと解釈することができるように思われる。

一方、「知的財産」に関しては、前述のとおり知的財産基本法に定義規定が存在しているわけであり、同規定における「人間の創造的活動により生み出されたもの」との文言からすれば、「人間の創造的活動」が行われたとしても、そこから「発明、考案……その他の……生み出されたもの」が生成ないし存在しない限り、「知的財産」としては成立しないことが明らかである。従って、「知財信託」は、発明等を目的とする知的活動が開始した時点では、未だ「知的財産」が不成立である以上成立しておらず、知的財産が成立した時点以降に信託を成立させるか、あるいは、知的財産が将来成立した場合に信託を成立させることを目的とした予約契約等を締結しておくほかないこととなる。

ところが、知的財産が成立する前と成立した以後とは、知的財産に関する経済的価値の期待が大幅に異なってくることは明らかであり、特に、知的財産が成立する前における「知的財産が成立するか否かに関する不明確性」は、知的財産成立以後には解消されていることが明らかであるから、知的財産の成立以後に信託を成立させようとした場合、関係者間での合意が支障なく成立するかについては、必ずしも安定しない部分が生じてざるを得ない。また、知的財産成立以後に知財信託を成立させる旨の予約契約を締結しようとしても、対象となる「将来成立することが期待される知的財産」の範囲が明確にならない場合がありうることを考えると、常に法律関係を安定させる結果となるとは限らない。

以上のことから考えると、知財信託を利用した知財管理については、発明等に向けた人間の創造的活動がある程度進行し、その結果としての「知的財産」が成立しない限り、信託関係の成立が不安定になるという問題点が避けられない。そこで、以下では、この問題点を克服するため、知財信託の成立前に、当該知財信託と実質的に連続性のある債権信託を予め成立させておき、知的財産が成立した以後に知財信託に移行させることが、果たして理論上及び実務上可能であるかについて検討する。

3. 知財信託と債権信託の比較検討

前述の定義からすると、「知財信託」は、「知的財産を信託財産とする信託関係」であり、「債権信託」は、「債権を信託財産とする信託関係」であるが、まず、信託の定義という観点からは、信託財産を構成する財産が知的財産か債権等の財産かで、信託の重要部分に変化するわけではない。現行法における「信託」の定義は、信託財産を受託者が信託目的に従って受益者のために管理する、ということに尽きるものであり（信託法第2条第1項）、かつ、「信託財産」は、前述のとおり受託者が信託目的に従って管理処分する財産を指すわけであるから、「知財信託」と他の信託関係との違いは、要するに、「信託財産が知的財産であるか否か」ということに集約されることとなる。

そこで、知的財産と債権との異同について検討してみると、一般的には、知的財産は無体財産であるという点で債権と親近性があるが、他方で、知的財産権が支配権であるという点では請求権である債権と異なり、むしろ物権の方に共通性がある、ということができる。しかしながら、ここで検討しようとしているのは、知的財産が成立する前の状況において、債権信託を以て知財信託と連続させることが可能であるか否かであり、知的財産権が支配権としての性格を有するのは、公的な手続を経て「財産権」として確立した以後に付与される権能であると理解することができるから、債権が支配権的性格を有しないことを以て知的財産との連続性を否定する理由にはならず、むしろ無体財産としての同質性

があることを、より重視すべきであるように思われる。実際、信託財産が有体財産であるか無体財産であるかは、信託財産管理実務においても、物理的な財産の実体があるか否かによる物理的管理の必要性が生ずるか否かという点で、具体的な財産の管理処分態様に相当の差が出てくることが明らかだからである。

一方、信託財産管理実務における主要な関心事は、要するに信託財産を構成している財産ないし財産権が経済的価値ないし法的効力を有効に維持できるか否かであり、信託財産を構成している財産ないし財産権の具体的な内容が支配であるか請求であるかによって、具体的な管理処分態様が劇的に変化するわけではない。このような財産ないし財産権の具体的な内容の差異は、財産侵害ないし権利侵害が生じた場合における、具体的な救済方法と裁判所に対する請求内容が変わるということ以上のもではないからである。従って、信託財産である無体財産が信託財産の管理処分の過程で他の無体財産に変化したとしても、税制その他の書類上の取扱いの細部についてははともかく、信託財産としての具体的な管理処分態様については、ほとんど変化は生じないものと考えて差し支えないように思われる。

以上のことから考えるならば、知財信託と債権信託とは、少なくとも理論的な取扱いについては完全に連続性があるということが出来るから、実務上これを連動させて一体的な信託関係として取扱う可能性を検討してみる余地は、十分高いように思われる。

4. 知財信託における知的財産の経済的価値

次に、関連する重要な問題として、「信託財産」の「財産」としての性格を別の角度から考慮してみたい。少なくとも信託法理論上は、「信託財産」にどの程度の客観的ないし主観的な経済的価値が伴っているかについては、経済的利益の保全、獲得を信託目的とする信託関係でない限り、信託の成立及び存続に影響を及ぼさない筈である。もっとも、「経済的価値」の定義が極めて曖昧である現状では、このような議論自体の意味が問題となりうるが、前述した知的財産の生成過程に着目するならば、ある段階で「財産」でなかったものが「財産」となるということは、「経済的価値」を有していなかったものが「経済的価値」を有するようになることを事実上意味するわけであるから、「財産」と「経済的価値」との関係について議論することは、必要かつ有益であると思われる。

この点について、信託財産管理実務においては、経済的価値を有する知的財産と有しない知的財産とで具体的な取扱いに明らかな差を設けることが、信託財産管理実務が信託財産に基づく利益の獲得を図ろうとするものである限り、当然のこととなる筈である。もっとも、現実の局面では、どのような知的財産がどの程度の経済的価値を有しているかについて、「経済的価値」という概念の曖昧さと相俟ち、客観的な把握が必ずしも容易ではないと思われる。まして、将来のある局面において、どのような知的財産にどの程度の経済的価値が付随するか自体を予測することや、あるいは、成立後に相当な経済的価値が付随することを予測できたとしても、果たして当該対象行動が知的財産として結実するか否かを予測することは、信託財産管理実務としては極めて困難であると思われる。なお、以上は知的財産について論じているわけであるが、財産一般についても同様の議論が成り立つことは、疑いないものと思われる。

以上のことからしても、知財信託に関する実質的な問題点は、やはり、知的財産が「財産」として成立する前の段階で、「財産」として成立した以後の管理処分関係について関

係当事者が予め合意しておくことが極めて困難である、という点にこそあるものと思われる。そして、このような合意の困難性の背景には、「知的財産」が財産として成立する前の段階では、当該知的財産が果たして現実に「財産」として経済的価値を有することとなるかが不明であるために、経済的価値が一般に低く評価されることとなるのに対し、知的財産が「財産」として現に成立してしまい、まして市場における経済的価値を確実に備えてしまった後においては、当該知的財産が「財産」として成立する「可能性」を議論する余地が事実上消滅してしまうため、合意を成立させるための前提条件が大幅に異なってしまうことが与っているものと考えられる。

このような状況に対して、前述した信託法理論から見た場合の知財信託の位置づけに関する議論、すなわち、知財の経済的価値の有無により信託の成否が分かれるわけではないという理論的観点を基に、知的財産に経済的価値が付随することが明らかとなる前の段階で、信託関係を形成することは、知財管理実務の本来的な目的である、知財管理の「合理化」「適正化」のために、相当程度有益であると考えられる。

5. 債権信託の具体的内容

以上のように、知財信託と債権信託とを連続性のあるものとして位置づけたとしても、具体的に信託財産とする債権の内容については、さらに検討が必要である。

前記のとおり、理論上は、信託財産の経済的価値の有無は信託関係の成否に影響しないものとされているが、実務上は、知的財産を「財産」として管理するために知財信託を利用するわけであるから、あまりに経済的価値がなかったり、あるいは経済的価値が不安定であったりするものを信託財産とすることは難しい。また、知財信託と債権信託との間に実質的な連続性を実務上も認めさせるためには、実務的観点から見て、発明等のための活動と密接に関連する権利関係ないし財産を信託財産とする必要があるであろう。

このような観点からすると、例えば、発明、考案に必要な実験設備等の利用権を信託財産とする債権信託を成立させておき、当該実験設備等から生じた知的財産を当該利用権からの成果として信託財産の範囲に組み入れる、という法律構成が、最も現在の知財管理実務に妥当する可能性があるものと思われる。但し、前述のとおり、知的財産の理論的定義からすると、知的財産は実験設備から生ずるわけではなく、あくまで人の創造的活動の成果として生ずるものであるから、より合理的な債権信託関係の形成の可能性が、さらに検討される必要があることは明らかである。

(参照文献等)

星野豊『信託法理論の形成と応用』（信山社、2004年）

星野豊「知財信託における発明者の地位」筑波法政（筑波大学）44号85頁（2008年）

星野豊「改正信託法案の特徴と問題点」筑波法政（筑波大学）41号1頁（2006年）

星野豊「信託法理論から見た知的財産信託の特徴と問題点」日本知財学会

第四回年次学術研究発表会講演要旨集 324頁（2006年）